

水害ハザードマップ作成チェックシート（洪水）

分類	チェック項目	参照すべき事例	チェック欄 (洪水)	「水害ハザードマップ作成の 手引き」章番号
1：想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深（洪水、内水、高潮）及び津波災害警戒区域と津波基準水位（津波）について				
	① 国・都道府県または市町村から提供される浸水想定に関するデータを用いて、20m、10m、5m、3m、0.5 mを境界とした 6 段階の区分を標準として適切に浸水深を色分けしているか。（地域特性には配慮し、住民意見を反映した上で地形や重ね合わせる背景図に応じて、これに類する配色やハッチング、グラデーション等を用いることを妨げない。また、浸水想定区域等において、詳細な区分を示す必要がある場合、内水で浸水階級差が少ない場合は、必要に応じて、詳細版を利用することができる。）	洪水 1 事例①	☐	3.4.1
	② 津波災害警戒区域指定済みの市町村では、浸水深に代えて津波基準水位(浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝突によって生じる津波の浸水上昇(せき上げ)を加えた水位)を用いているか。		☐	3.4.1
2：土砂災害警戒区域について				
	① 洪水、内水、高潮、津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害等の危険箇所について、土砂災害警戒区域をハザードマップの地図上に表示しているか。	洪水 2 事例①	☐	3.4.5
	② 土砂災害警戒区域について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	洪水 2 事例②		3.4.5
3：早期の立退き避難が必要な区域について（洪水、内水、高潮）				
	① 人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が大きい区域等を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定し記載しているか。（家屋倒壊等氾濫想定区域のみの記載としない。）	洪水 3 事例①	☐	3.4.6
	② 設定した「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に示しているか。	洪水 3 事例②	☐	3.4.6
	③ 「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	洪水 3 事例③		3.4.6
4：避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項について（洪水、内水、高潮、津波）				
	① アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等についての情報を収集しているか。	洪水 4 事例①	☐	3.4.7
	② 住民等が避難場所等へ避難する際、危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について地図上に明示しているか。	洪水 4 事例②	☐	3.4.7
	③ 危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。	洪水 4 事例③-1 事例③-2		3.4.7
	④ 津波に係る水害ハザードマップにおいては、住民等が避難すべき方向や避難経路等を地図上に記載しているか。		☐	3.4.7
	⑤ 水害時に使用する避難場所等を地図上に表示しているか。浸水想定区域に避難場所等を設定せざるを得ないときは、「○階が使用可能」等、避難場所等の利用条件を地図上又は情報・学習編に明示しているか。	洪水 4 事例⑤-1 事例⑤-2	☐	3.4.8

５：地下街等(建設予定又は建設中を含む)、要配慮者利用施設、大規模工場等について (洪水、内水、高潮)				
	① 市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内に存在する地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、名称及び所在地を地図上に明示しているか。	洪水５事例①	☐	3.4.9
	② 地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	洪水５事例②-1 事例②-2		3.4.9
６：水位観測所等の位置（映像が提供されるＣＣＴＶカメラ等を含む）について（洪水、内水、高潮）				
	① 河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所や国、都道府県、市町村等で設置しているＣＣＴＶカメラ等の位置と名称について、「川の防災情報」等で確認し、把握しているか。	洪水６事例①	☐	3.4.10
	② 河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所等の位置と名称は地図上に明示しているか。	洪水６事例②・③	☐	3.4.10
	③ テレビ、インターネットで河川映像等が提供されるＣＣＴＶカメラ等の位置と名称について地図上に明示しているか。			3.4.10
	④ 水位観測所やＣＣＴＶカメラの位置、名称について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。	洪水６事例④	☐	3.4.10



ハザードマップ作成チェックリスト

洪水 1



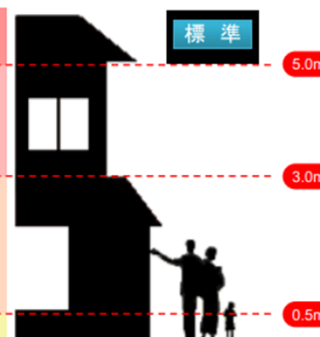
①国・都道府県または市町村から提供される浸水想定に関するデータを用いて、20m、10m、5m、3m、0.5 mを境界とした 6 段階の区分を標準として適切に浸水深を色分けしているか。（地域特性には配慮し、住民意見を反映した上で地形や重ね合わせる背景図に応じて、これに類する配色やハッチング、グラデーション等を用いることを妨げない。また、浸水想定区域等において、詳細な区分を示す必要がある場合、内水で浸水階級差が少ない場合は、必要に応じて、詳細版を利用することができる。）



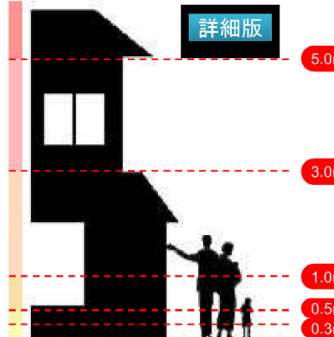
水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.1 想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深〔洪水、内水、高潮〕、津波災害警戒区域と津波基準水位〔津波〕を参考にしてください。

浸水深等	RGB（標準）
20m ～	220,122,220
10m ～ 20m	242,133,201
5m ～ 10m	255,145,145
3m ～ 5m	255,183,183
0.5m ～ 3m	255,216,192
～ 0.5m	247,245,169



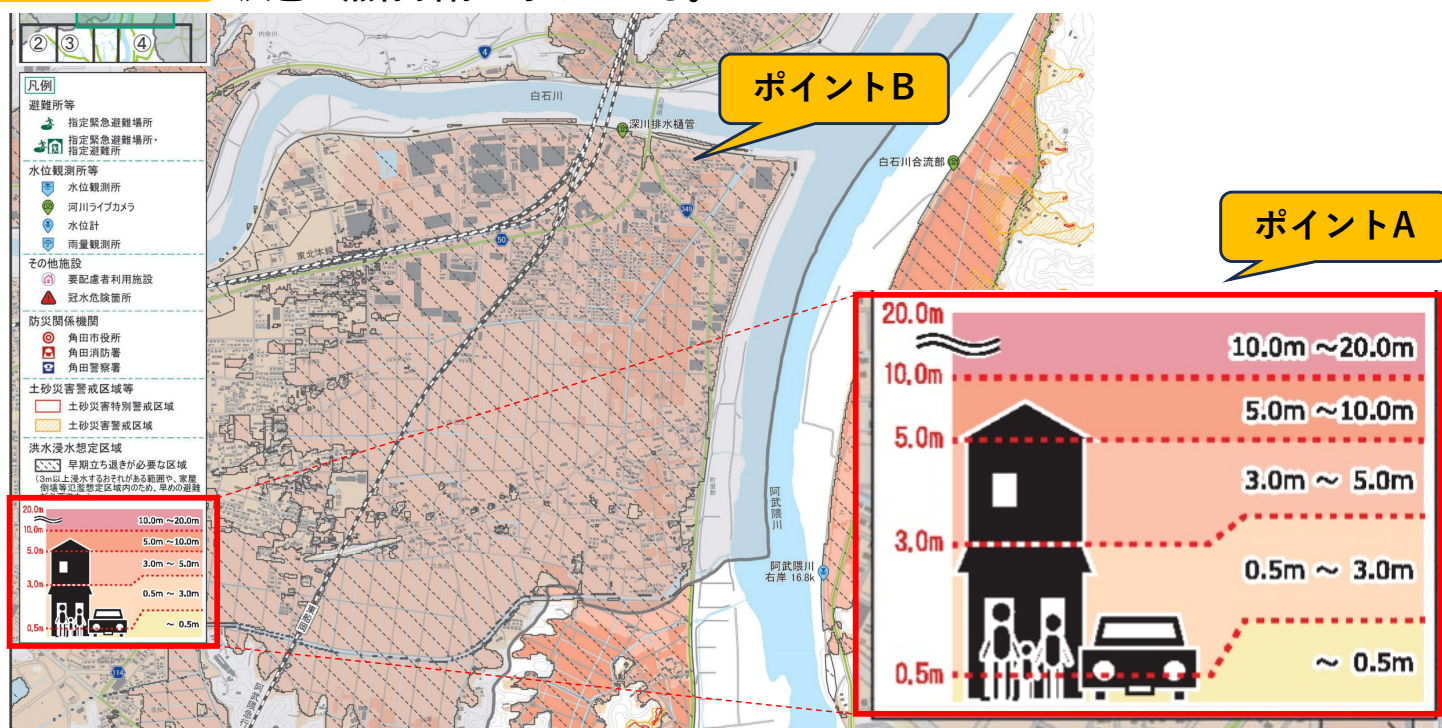
浸水深等	RGB（詳細版）
20m ～	220,122,220
10m ～ 20m	242,133,201
5m ～ 10m	255,145,145
3m ～ 5m	255,183,183
1m ～ 3m	255,216,192
0.5m ～ 1m	248,225,166
0.3m ～ 0.5m	247,245,169
～ 0.3m	255,255,179



参考となる事例①：宮城県角田市

ポイントA 手引きで示されている浸水深のランクを参考に、浸水深を色分けしている。

ポイントB 「浸水深の色味の視認性に配慮しながら、早期立退き避難が必要な区域」を灰色の点線斜線で示している。





①洪水、内水、高潮、津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害等の危険箇所について、土砂災害警戒区域をハザードマップの地図上に表示しているか。

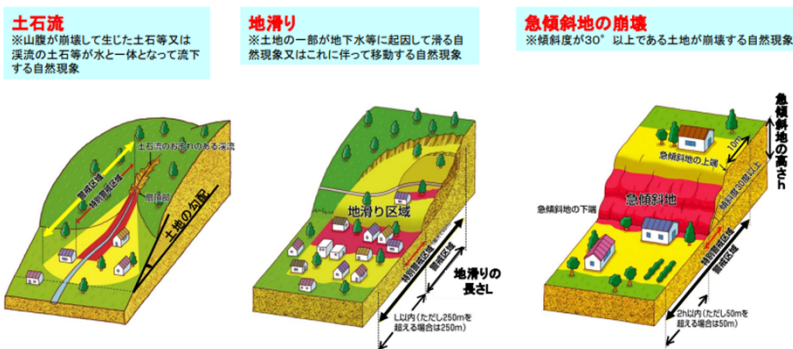
②土砂災害警戒区域について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.5 土砂災害警戒区域 を参考にしてください。

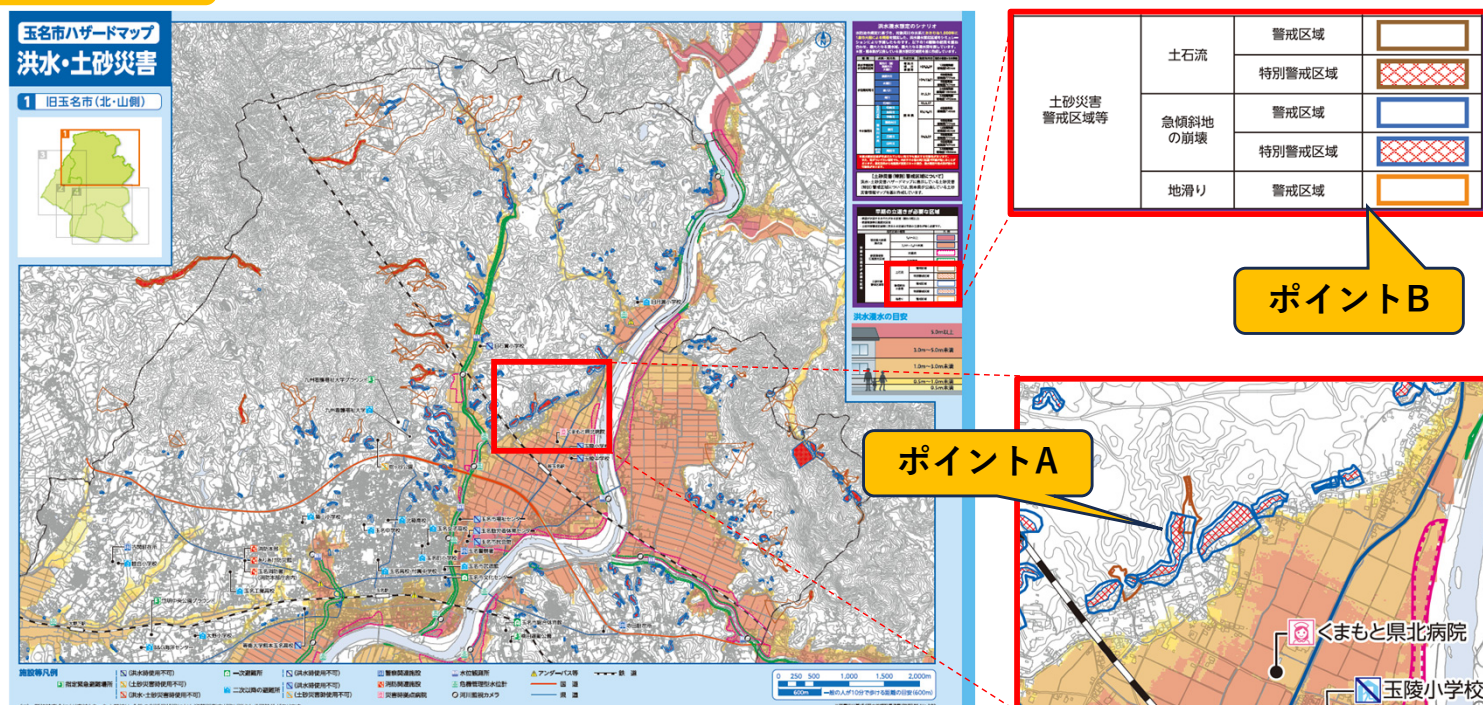
避難計画を検討するのに水害と同時に発生する可能性が高い土砂災害警戒区域を地図上に表記してください。



参考となる事例①：熊本県玉名市

ポイントA 浸水想定区域と一緒に示しても一目でわかるよう視認性に配慮しながら、土砂災害警戒区域等を網掛けなどで表示している。

ポイントB 土石流、急傾斜地の崩壊、地滑りの種別で凡例を区分している。





参考となる事例②：神奈川県大井町

ポイント

情報・学習編に神奈川県の土砂災害情報ポータルサイトのURLを掲載することで、地図面に掲載できない情報を提供している。

土砂災害警戒区域について

神奈川県が土砂災害防止法に基づき、土砂災害へ警戒が必要な区域として指定しています。

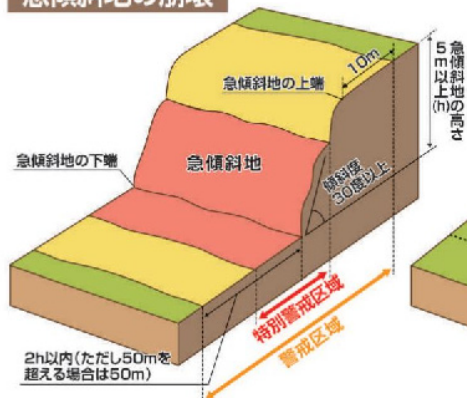
土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)

傾斜地や渓流の形態等が一定基準を超えており、がけ崩れや土石流などが発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、住民への危険の周知、警戒避難体制の整備が図られます。

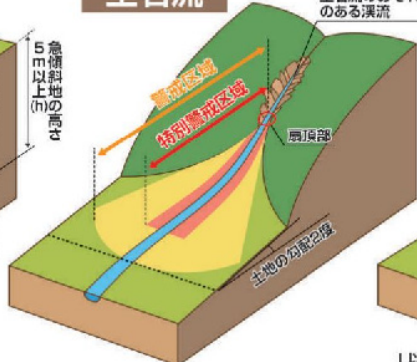
土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

がけ崩れ等が発生した場合に、建築物に損害が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限、建物の構造規制や建物の移転勧告等が図られます。

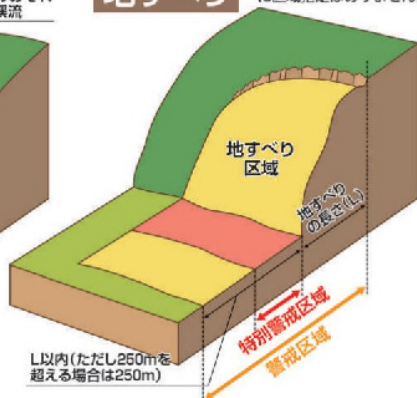
急傾斜地の崩壊



土石流



地すべり



急傾斜地崩壊危険区域について

神奈川県が急傾斜地法に基づき、急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがある一定の行為を制限する必要がある範囲を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定しています。

また指定に併せ、神奈川県による崩壊防止工事が行われています。

※土砂災害に関する情報は次のサイトから確認できます。

神奈川県土砂災害情報ポータルサイト <https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>



ポイント





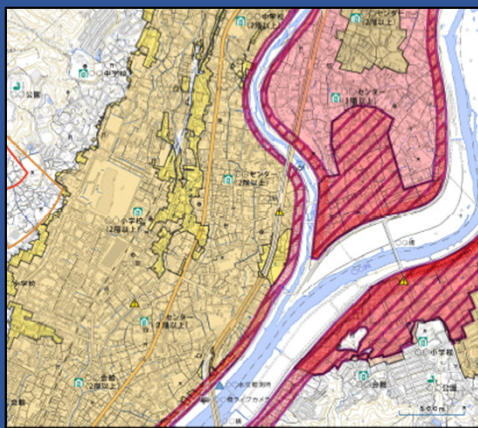
①人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が大きい区域等を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定し記載しているか。（家屋倒壊等氾濫想定区域のみの記載としない。）

②設定した「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に示しているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.6 早期の立退き避難が必要な区域 を参考にしてください。

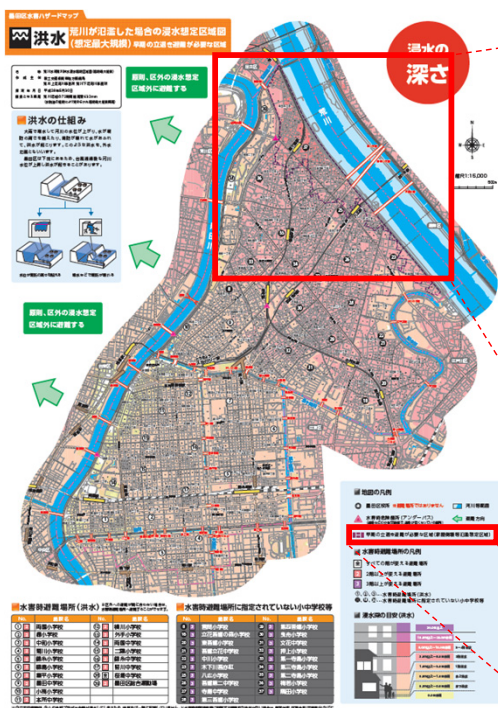


この区域は、堤防が決壊した際に家屋を倒壊させるような激しい流れが発生する、または浸水深が0m以上になる恐れがある区域です。
災害時は、避難指示などに従って当該区域から安全な場所に速やかに・確実に立ち退いてください。

参考となる事例①：東京都墨田区

ポイント

「早期の立退き避難が必要な区域」を太い点線表示により強調して、地図面に示している。（家屋倒壊等氾濫想定区域の記載のみでは、立ち退き避難の必要性が分かりづらい。）



早期の立退き避難が必要な区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)



ハザードマップ作成チェックリスト

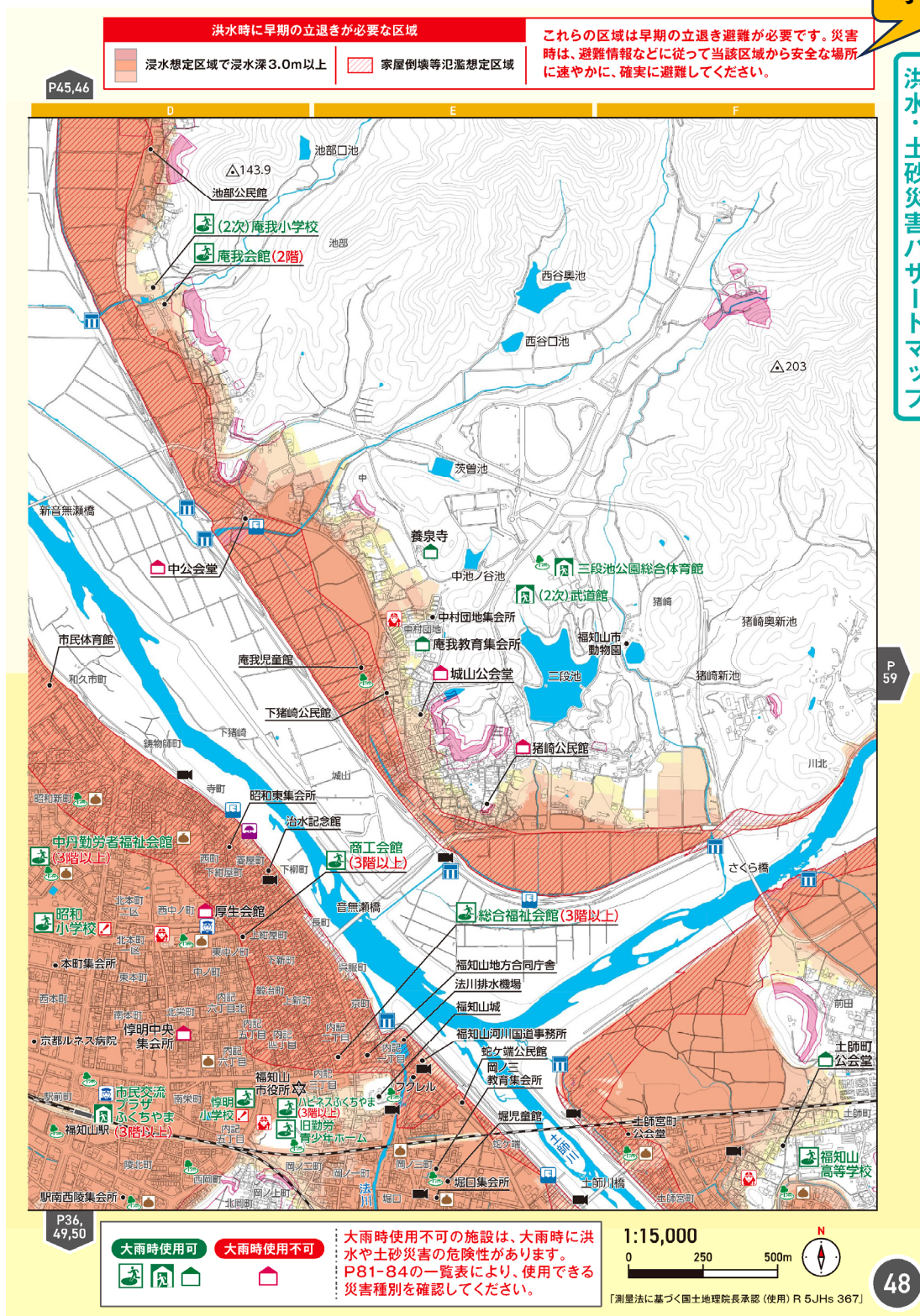
洪水3

参考となる事例②：京都府福知山市

ポイント

浸水深3.0m以上及び家屋倒壊等氾濫想定区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定している。また、赤字でその区域における避難行動の説明を地図面上段に記載し目立つようにしている。

ポイント



福知山市HP URL : <https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/uploaded/attachment/40157.pdf>



③「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.6 早期の立退き避難が必要な区域 を参考にしてください。

			避難行動	注釈
早期の立退き避難が必要な区域	家屋倒壊等 氾濫想定 区域	洪水 氾濫	木造家屋が倒壊するような堤防決壊等に伴う氾濫流が発生するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。	頑丈な高層ビル等の場合は自らの判断により屋内安全確保も可能な場合がある。
	家屋が水没するおそれのある区域	河岸 侵食	家屋が倒壊するような河岸侵食の発生するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。	
	家屋が水没するおそれのある区域		最上階も浸水するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。	浸水しない居室がある場合は、屋内安全確保が可能な場合がある。

参考となる事例③：滋賀県彦根市

ポイントA

避難行動が判定できるフローチャートによりわかりやすく記載し、浸水深や建物の構造条件によっては、立ち退き避難が必要であることを記載している。

ポイントB

情報・学習編に「家屋倒壊等氾濫想定区域では早期の立ち退き避難が必要である」ことを記載している。



ポイントA

ポイントB





①アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等についての情報を収集しているか。

②住民等が避難場所等へ避難する際、危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について地図上に明示しているか。

③危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。



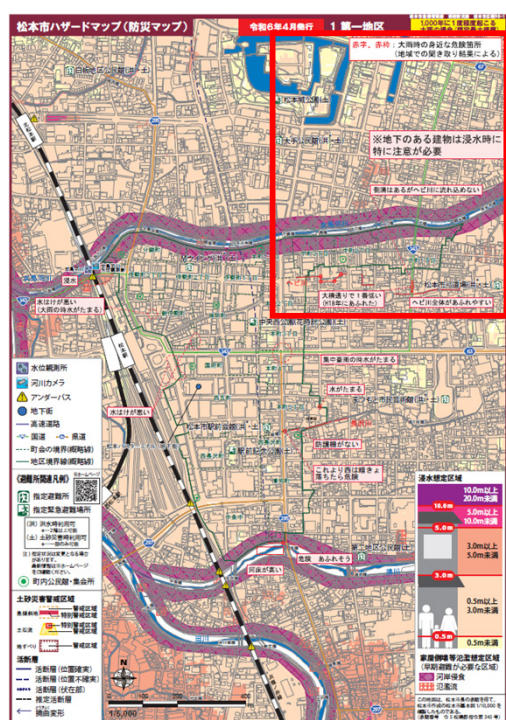
水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.7 避難路その他の避難経路に関する事項 を参考にしてください。

参考となる事例①：長野県松本市

ポイント

地域での聞き取り結果による大雨時の危険箇所などの情報を収集し、地図面に示している。



ポイント

ポイント

ポイント

ポイント

ポイント

[illegible]

ポイント

ポイントA

ポイントB

鶴見区洪水ハザードマップ
洪水浸水想定区域(想定最大規模*)

多摩川水系河川: 多摩川
鶴見川水系河川: 鶴見川

この洪水ハザードマップは、多摩川水系・鶴見川水系等の河川の氾濫が予想される

ポイントB

16 豊岡小学校
12 鶴見中学校
14 鶴見小学校
9 潮田小学校

ポイントA

ポイントB

参考となる事例③-2：岐阜県御嵩町

ポイント

情報・学習編に、避難時危険箇所として、アンダーパス(大雨時通行止め箇所)を示している。また、より具体的な情報を提供するために、国土交通省の冠水想定箇所のサイトのURLを掲載し、地図面で掲載できない情報についても提供している。

アンダーパス（大雨時通行止め箇所）の一覧

No.	地区名	注意箇所	冠水想定箇所 説明表 (国交省公式ホームページ)
1	御嵩	長岡アンダーパス	gifuken-02-110.pdf (mlit.go.jp)
2	御嵩	城町アンダーパス	gifuken-02-109.pdf (mlit.go.jp)
3	御嵩	木下アンダーパス	gifuken-02-108.xlsx (mlit.go.jp)
4	伏見	本郷アンダーパス	gifuken-02-107.pdf (mlit.go.jp)

ポイント

冠水想定箇所 説明表					
管理番号	箇所名称		アンダーパス等名称		種別
岐阜県-02-110	御嵩87号線		長岡アンダーパス		町道
住所					
都道府県名	市町村	字丁目		番地	
岐阜県	御嵩町	御嵩字長谷		1875-3	
管理者		警察署		消防署	
名称	御嵩町役場建設課	名称	可児警察署	名称	可児消防事務組合消防本部
TEL	0574-67-2111	TEL	0574-61-0110	TEL	0574-26-0119
備考					
御嵩町御嵩字長谷1874-4(個人宅南側)					
位置図					
					
					

道路防災情報WEBマップ（道路に関するハザードマップ）

https://www.mlit.go.jp/road/bosai/doro_bosaijoho_webmap/

御嵩町HP URL：<https://www.town.mitake.lg.jp/portal/life-process/disaster-prevention/hazard-map/post0004992/>



⑤水害時に使用する避難場所等を地図上に表示しているか。浸水想定区域に避難場所等を設定せざるを得ないときは、「○階が使用可能」等、避難場所等の利用条件を地図上又は情報・学習編に明示しているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

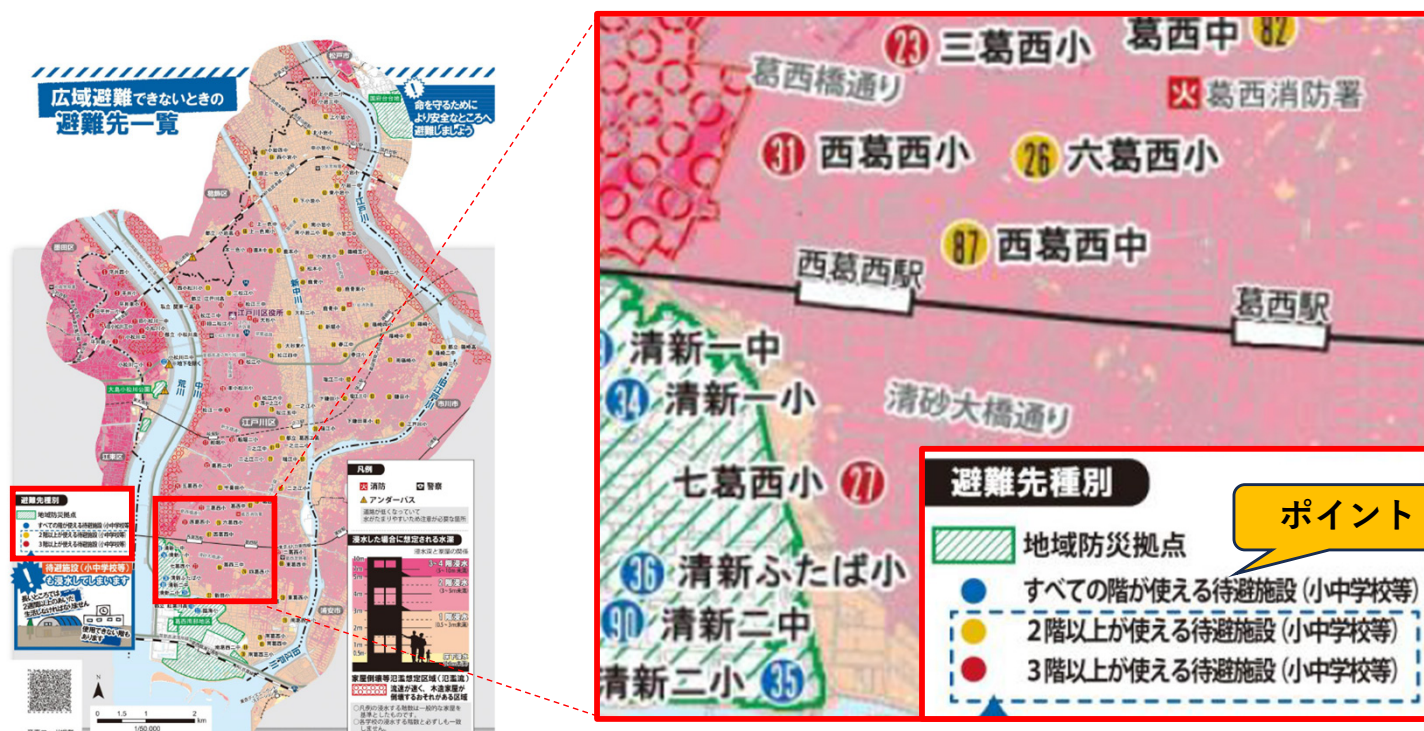
3.4.8 避難場所等 を参考にしてください。

規格番号	表示事項	図記号
JIS Z 8210	避難所（建物）	
JIS Z 8210	避難場所※	
JIS Z 8210 ISO 20712-1	津波避難場所	
JIS Z 8210 ISO 20712-1	津波避難ビル	

参考となる事例⑤-1：東京都江戸川区

ポイント

視認性に配慮して、浸水時の避難場所ごとの利用可能な階数について、色別に区分して地図面に表示している。●：すべての階、●：2階以上、●：3階以上





参考となる事例⑤-2：北海道名寄市

ポイント

避難場所ごとに対応する災害種別や利用可能な階、所在地等について、情報・学習編に一覧表で示している。▲：3階以上、■：2階以上

ハザードマップ避難場所及び避難所一覧						
地震、洪水、土砂災害が発生するおそれがある場合や災害が発生した時に、緊急的に避難し住民等の安全を確保するため避難する場所です。						
○指定緊急避難場所(一時的に避難する場所) ◎指定避難所(避難生活を行える施設) 条件付き指定～▲3階以上の場所 ■2階以上の場所(開設されている場合)(洪水予報河川の洪水のおそれがないときは、▲は、■になる場合があります。) ※水防法の規定に基づく洪水予報河川=天塩川、名寄川注意～浸水があるときは、避難所の入り口などの開閉ができない場合が想定されますので、その場合は、立ち退き避難か別な安全な場所に移動しましょう。						
No	施設・場所	住 所	連絡先	種 類		
				洪 水	がけ崩れ、土石流及び地すべり	指 定 避難所
1	名寄高等学校	字徳田204番地	01654-3-6841	○		◎
2	名寄産業高等学校光遠キャンパス	西5条北5丁目1番地	01654-2-3066			◎
3	名寄産業高等学校名寄キャンパス	字緑丘3番地3	01654-2-4191	○		◎
4	名寄市立大学(1号館・2号館)	西4条北8丁目1番地	01654-2-4194	▲		
5	名寄市立大学(3号館)	西2条北8丁目1番地	01654-2-4194	▲		
6	名寄中学校	字豊栄101番地	01654-2-2147	■		
7	名寄東中学校	西2条北8丁目1番地3	01654-2-3174			◎ 非常用
8	智恵文中学校	字智恵文11線北2番地	01654-9-3010	■	○	
9	風連中学校	風連町新生167番地1	01655-3-2026	○		◎ 非常用
10	名寄小学校	西1条南1丁目2番地	01654-3-3304	■		
11	名寄南小学校	西6条南12丁目55番地2	01654-2-4164	■		
12	名寄東小学校	東3条南3丁目11番地	01654-2-2041	■		◎
13	名寄西小学校	西7条南1丁目18番地	01654-2-4177			
14	智恵文小学校	智恵文12線南3番地	01654-8-2241	■	○	◎ 非常用
15	中名寄小学校	字日影285番地	01654-2-3889	■		
16	風連中央小学校	風連町西町201番地1	01655-3-2031	○	○	◎
17	駅前交流プラザ「よろーな」	東1条南7丁目1番地10	01654-9-4607	■	○	◎
18	市保健センター	西2条北5丁目	01654-2-1486			
19	市スポーツセンター	西7条南12丁目55番地	01654-3-6627	■		
20	市民文化センター	西13条南4丁目1番地	01654-2-2218			
21	智恵文多目的研修センター	字智恵文11線北2番地	01654-8-2101	■	○	
22	上川北部人材開発センター	字緑丘30番地	01654-2-2393	○		◎
23	北国博物館	字緑丘222番地	01654-3-2575	○	○	◎
24	西町コミュニティセンター	風連町西町76番地2	01655-3-4025		○	
25	風連農村環境改善センター	風連町新生187番地11	01655-3-2288	○	○	◎
26	風連日進コミュニティセンター	風連町字日進3076番地	01655-2-6323		○	◎
27	旭コミュニティセンター	風連町字旭2216番地	01655-3-3942	○	○	◎
28	瑞生コミュニティセンター	風連町字瑞生4151番地2	01655-3-4097		○	
29	西風連コミュニティセンター	風連町字西風連2500番地	01655-3-3553	○	○	◎
30	東風連子供と老人福祉館	風連町字東風連3395番地	01655-3-3369	○	○	◎
31	ふうりん地域交流センター	風連町本町62番地、63番地	01655-3-2531	○	○	◎
32	智北地区農作業管理休養センター	字智恵文智北	なし	○	○	
33	なよろ健康の森管理棟	字日進	01654-2-5003	○	○	◎
34	高見区町内会福祉会館	字緑丘5	01654-3-6065	○	○	◎
35	アカシヤ福祉会館	西11条南9丁目	01654-3-7983			
36	大樽地区コミュニティセンター	西4条北10丁目73番地8	01654-3-0024			
37	東部地区集落センター	字日影285番地1	なし			
38	株式会社名寄ゴルフ倶楽部	字日影391	01654-2-3920	○		
39	サンピラー交流館	字日進147-2	01654-3-9826	○	○	◎
40	弥生会館	字弥生	なし	○	○	◎
◆指定福祉避難所						
41	名寄市総合福祉センター	西1条南12丁目1番地2	01654-3-9862	○	○	◎

ポイント

名寄市HP URL : <http://www.city.nayoro.lg.jp/section/bousai/prkeqI000000aqI5.html>



①市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内に存在する地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、名称及び所在地を地図上に明示しているか。

②地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.9 地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等〔洪水、内水、高潮〕を参考にしてください。

多数の施設等が存在する場合には、情報・学習編や市町村のホームページ等に一覧表を掲載する方法も考えられる。

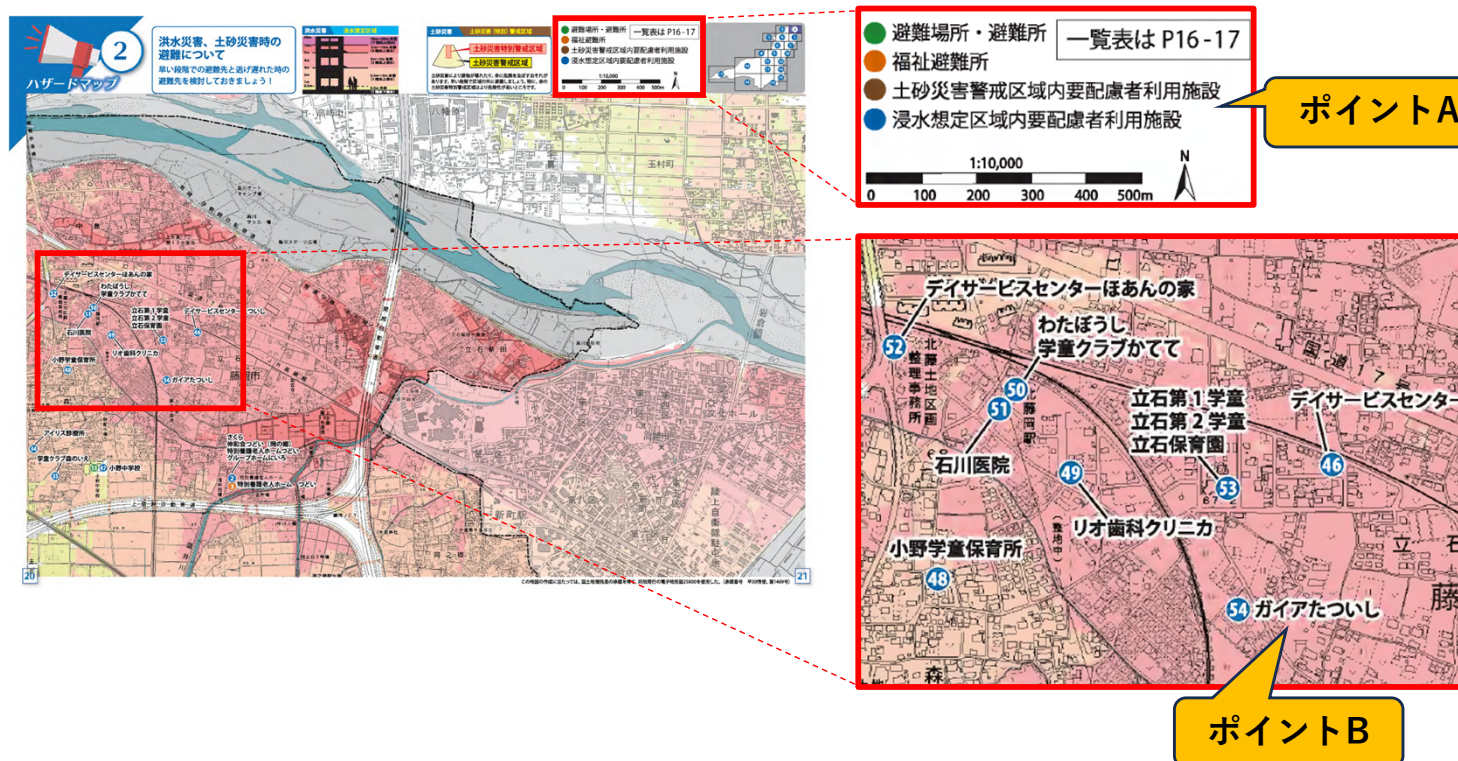
参考となる事例①：群馬県藤岡市

ポイントA

視認性に配慮して、浸水想定区域内の要配慮者利用施設は●、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は●と地図面に示している。

ポイントB

浸水想定区域内の要配慮者利用施設においては、地図面に名称を示している。





参考となる事例②-1：山口県防府市

ポイント

要配慮者利用施設の名称及び所在地一覧を情報・学習編に明示している。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧 (平成28年11月現在)



社会福祉施設、病院、保育園や学校等、災害の際に配慮が必要な方が利用されている施設の情報は、裏面に位置が記載されていますので、確認しておきましょう。

番号	要配慮者施設名	位置	住所	番号	要配慮者施設名	位置	住所
2	メソンドラベ	B4	警固町2-6-10	54	佐波中学校	B4	迫戸町16-37
4	Greenスポーツクラブ	B4	栄町1-11-6	55	右田中学校	A4	高井565
6	さんこブテ神口デイサービス	B4	八王子1-16-2	56	山口県立防府商工高等学校	B4	中央町3-1
9	老人保健施設 好日苑	B4	戎町2-5-1	59	ソールセンター	B4	緑町1-11-5
14	憩いの里 デイサービスセンター	A4	千日1-5-38	62	自遊の街 デイサービスセンターひかり	B4	戎町1-6-22
16	松崎幼稚園	B4	天神2-5-22	64	よつばホームA	B4	緑町1-11-5-2階
18	曉の星幼稚園	B4	八王子1-26-27	65	夢かれん ふれんず作業所	B4	中央町6-32
19	佐波幼稚園	A4	平和町6-20	66	心促福祉作業センター	B4	上右田2608
22	右田幼稚園	A4	下右田258-2	67	あおぞら	B4	八王子1-16-2
24	ひまわりキッズ	A4	八王子2-5-1	68	夢かれん・はあと作業所	A4	高井141-6
25	みどり保育園	B4	緑町1-8-9	70	児童デイサービス つくみ防府	A4	千日2-5-12
26	西佐波保育園	A4	高倉1-16-10	71	たんぽぽ	B4	緑町1-11-5
27	宮市保育所	B4	本橋町18-1	72	つくみ右田	A4	高井647-2
33	右田保育園	A4	下右田390-1	74	りぷらす	A4	西仁井合1-2-46
34	勝間留守家庭児童学級	B4	警固町22-3-1	75	jump	B4	鑄物師町9-3
38	佐波留守家庭児童学級	B4	八王子2-6-10	76	大西眼科	B4	栄町2-1-1
39	小野留守家庭児童学級	C2	奈美633-1	78	手山産婦人科	B4	栄町1-8-7
41	右田留守家庭児童学級	A3	下右田86-2	79	防府胃腸病院	A4	駅南町14-33
42	宮市留守家庭児童クラブ	B4	本橋町16-3	80	松本外科病院	B4	天神2-1-44
43	右田留守家庭児童クラブ	A4	下右田1233	81	光山医院	A4	今市町21-15
44	勝間小学校	B4	警固町2-3-1	82	緑町三祐病院	B4	緑町1-5-29
48	佐波小学校	B4	八王子2-6-10	84	山本内科医院	B4	栄町1-6-14
49	小野小学校	C2	奈美633-1				
50	右田小学校	A3	下右田86-2				

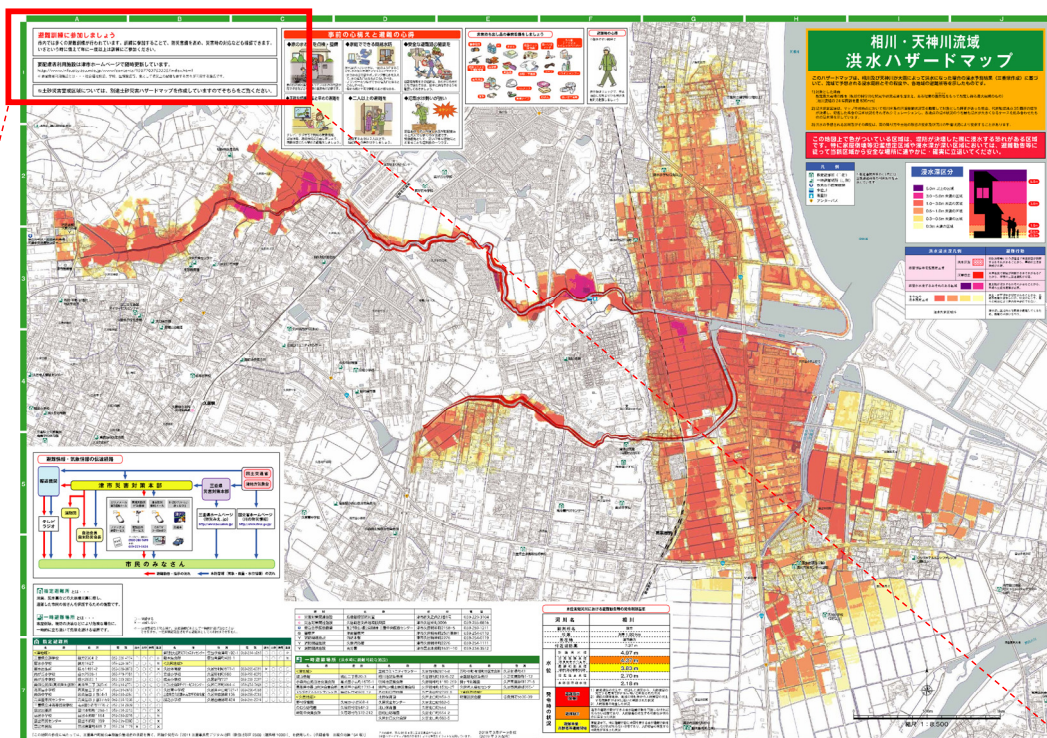
防府市HP URL : <https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/uploaded/attachment/77979.pdf>



参考となる事例②-2：三重県津市

ポイント

市の要配慮者利用施設一覧表のURLを掲載し、随時更新される情報についても提供できるように工夫している。



ポイント

要配慮者利用施設は津市ホームページで随時更新しています。

<http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1507702752225/index.html>

※ 要配慮者利用施設とは・・・社会福祉施設、学校、医療施設等、主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。



sisetsu.pdf 1 / 6 157%

要配慮者利用施設一覧

(1) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	施設名	住所
1	デイサービスだんだん	津市一志町石橋239-1
2	グループホームレモンの里・認知症対応型通所介護事業所レモンの里	津市神納418-1
3	デイサービスセンター音色	津市観音寺町64-7
4	老人短期入所栗真みかんの里	津市栗真中山町79-2
5	フラソールロード栄	津市栄町4丁目185-1
6	老人短期入所施設洪見苑	津市洪見町42-1
7	デイサービスいちごくん	津市末広町1039-3
8	高齢者グループホームあじさいの家	津市高洲町17-17
9	高齢者グループホーム水仙の家	津市高洲町33-6
10	みどり津デイサービスセンター	津市高茶屋小森町132-6
11	デイサービスあさひ	津市藤方1231-1
12	ケアスイート藤方	津市藤方1660-1
13	北郊デイサービスセンター	津市栗真中山町84-2
14	グループホーム潮風	津市阿漕町津興214-2
15	安東苑	津市安東町2004
16	愛の家グループホーム一志	津市一志町井生220-1



- ☐ ①河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所や国、都道府県、市町村等で設置しているCCTVカメラ等の位置と名称について、「川の防災情報」等を確認し、把握しているか。
- ☐ ②河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所等の位置と名称は地図上に明示しているか。
- ③テレビ、インターネットで河川映像等が提供されるCCTVカメラ等の位置と名称について地図上に明示しているか。
- ☐ ④水位観測所やCCTVカメラの位置、名称について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。



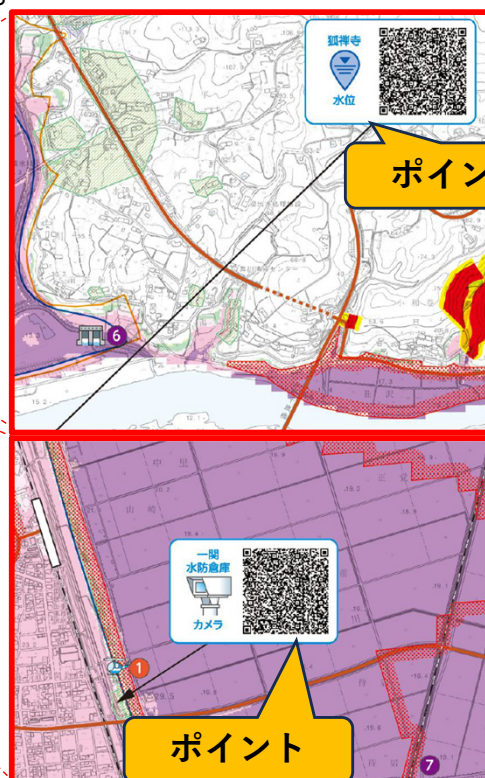
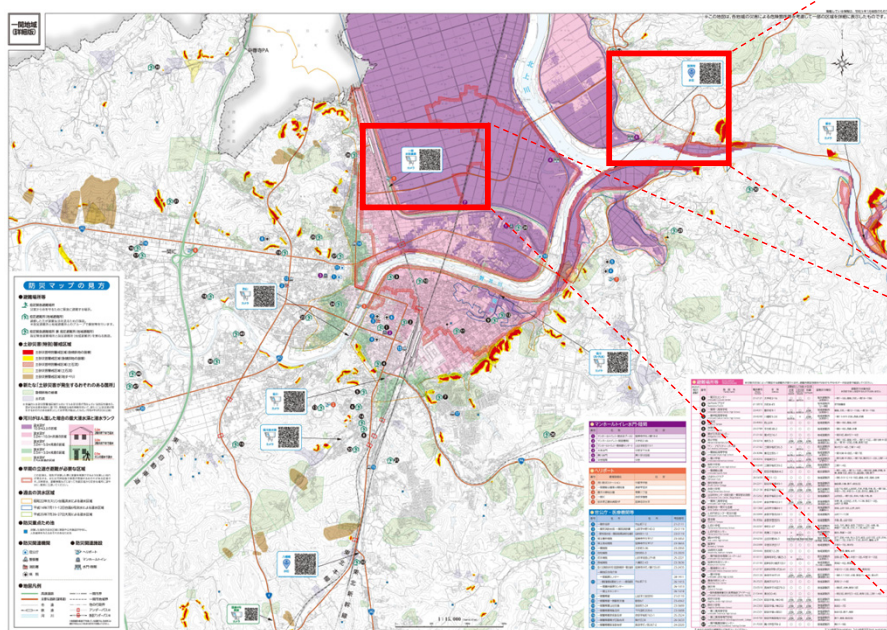
水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.10 水位観測所等の位置（CCTV カメラ等を含む）〔洪水、内水、高潮〕を参考にしてください。

参考となる事例①：岩手県一関市

ポイント

水位観測所やCCTVカメラの位置にQRコードを表示し、河川水位やカメラ画像を地図面から直接確認できるようにしている。





ハザードマップ作成チェックリスト

洪水6

参考となる事例②・③：神奈川県川崎市

ポイント

水位観測所やCCTVカメラの位置・名称を地図面に示している。



凡 例	
②	避難所(○内の数字以上の階が使用可能)
▲	水位計
■	CCTV画像
◎	市役所・区役所、支所、出張所
⊕	消防署・出張所
⊗	警察署



川崎市HP URL : <https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html>

参考となる事例④：秋田県五城目町

ポイント

水位観測所やCCTVカメラの位置、名称が分かるサイトのリンクをQRコードとして、情報・学習編に示し、直接確認できるようにしている。

知っておきたい防災情報

気象庁や秋田県では、災害から身を守るためにさまざまな情報を提供しております。住民の皆様におかれましては、自らの命は自ら守るという自助の精神に基づき、自ら防災情報を取りに行く努力をお願いいたします。ここでは、気象庁などから提供される「注意報」「警報」「特別警報」以外の役立つ防災情報について記載しています。

(1) 早期注意情報(警報級の可能性)

天気予報は、テレビのニュースや新聞などで確認できますが、気象庁では、より詳しい情報を「防災気象情報」としてホームページ等で公表しています。この「防災気象情報」の中の「早期注意情報(警報級の可能性)」では、5日先までの警報の発令される可能性を「高」「中」で示し、週間天気予報の情報を補足しています。

スマートフォンのホーム画面などへショートカットを作成し、こまめに情報をチェックするなどして、日頃から災害に備えましょう。

(2) 危険度分布

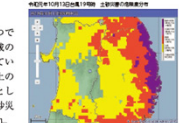
気象庁から提供される「防災気象情報」の一つです。警報・注意報が発令されたときに、実際に町域のどこで警報・注意報の基準に到達すると予想されているのか(どこで危険が高まっているのか)、地図上の色分けで知ることができます。危険度分布の種類として「洪水」「土砂災害」などがありますが、「土砂災害」の危険度分布は通称「メッシュ情報」といわれ、町域の1区画でも紫色が現れると「土砂災害警戒情報」の発令が検討されます。

(3) 河川水位(秋田県河川砂防情報システム)

町内の河川には、県が6か所に水位計を設置しています。久保町内の馬場目川と、黒土町内の内川川の2か所の水位計は、常時、河川の水位を確認できます。竜馬橋、昭辰橋、中屋敷橋、富田橋の4か所には、一定の水位で観測を始める簡易水位計(危機管理型水位計)が設置されています。

これらの水位は「秋田県河川砂防情報システム」から、久保の水位は「NHKデータ放送」からも確認できます。また、平ノ下町内の中屋敷橋には河川カメラも設置されており、合わせてご覧になれます。「秋田県河川砂防情報システム」へは、右のQRコードからもアクセスできます。

河川名	観測点	観測方法	観測時間
馬場目川	馬場目川	水位計	常時
内川川	内川川	水位計	常時
竜馬橋	竜馬橋	簡易水位計	一定の水位で観測を始める
昭辰橋	昭辰橋	簡易水位計	一定の水位で観測を始める
中屋敷橋	中屋敷橋	簡易水位計	一定の水位で観測を始める
富田橋	富田橋	簡易水位計	一定の水位で観測を始める



(3) 河川水位(秋田県河川砂防情報システム)

町内の河川には、県が6か所に水位計を設置しています。久保町内の馬場目川と、黒土町内の内川川の2か所の水位計は、常時、河川の水位を確認できます。竜馬橋、昭辰橋、中屋敷橋、富田橋の4か所には、一定の水位で観測を始める簡易水位計(危機管理型水位計)が設置されています。

これらの水位は「秋田県河川砂防情報システム」から、久保の水位は「NHKデータ放送」からも確認できます。また、平ノ下町内の中屋敷橋には河川カメラも設置されており、合わせてご覧になれます。「秋田県河川砂防情報システム」へは、右のQRコードからもアクセスできます。



※秋田県河川砂防情報システム

ポイント

五城目町HP URL : <https://www.town.gojome.akita.jp/up/files/bosai-anzen/bosai/94658download.pdf>